

## 化学物質を取扱う研究室の Endding

- ・企業との協働研究所が終了
- ・オープンラボ等を退去する研究室
- ・他大学に移転する研究室、などが該当

1. OCCS に登録されている化学物質を廃棄薬品登録する。

⇒部局管理者（SV）に研究室の非表示を依頼する。

SV はサポートサイト参照：[OCCS サポートサイト \(osaka-u.ac.jp\)](#)

⇒他大学に移転する場合には、移管する試薬の LIST を OCCS で作成する。(移転先の大学で LIST の提出を求められる場合あり)

2. PRTR 制度の第 1 種指定化学物質の使用があれば、部局庶務係に提出しておく。

(物質：エチレンオキシド、キシレン、*N,N*-ジメチルホルムアミド、クロロホルム、トルエン、ヘキサン、ホルムアルデヒド、テトラヒドロフラン)

3. 廃液・廃棄物は適切に分類し、回収にだす。

⇒[Microsoft PowerPoint – R7HAIKI](#)

⇒[有機廃液回収 \(osaka-u.ac.jp\)](#)

⇒[無機廃液回収 \(osaka-u.ac.jp\)](#)

4. 廃試薬は廃液に入れず、廃試薬として処理を依頼する。(ファイル([Microsoft PowerPoint – R7HAIKI](#))

の地区一括処理に排出する。) ⇒部局会計係に依頼する

5. 水質汚濁防止法の有害物質等は、建物毎に有害物質及び有害以外の物質を自治体に届出している。

⇒研究室移転や終了について部局会計係（建物管理担当）に通知する。